

技術提案者の選定基準

【基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務】

評価項目	評価の着目点			配点 (評価のウエート)	
	判断基準			小計	
(1) 参加表明者の技術力	平成 24 年 4 月以降の業務で公示日までに完了しているものの実績	業務の実績について次のとおり評価する。 市等から受注した設計の実績を 1 件、次の順で評価する。(市等とは、国、都道府県、市町村とする。) ① 設計対象面積 10,000 m ² 以上 ② 設計対象面積 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ③ 設計対象面積 5,000 m ² 未満 ※ 過去 10 年間の実績のうち 1 件を評価対象とする。		3	3 (10.0%)
(2) 技術者の資格	専門分野の技術者の資格	各担当分野について、資格の内容により評価する。		主任担当技術者 意匠 構造 電気 機械	2 1 1 1 5 (16.7%)
(3) 技術者の技術力	ア 専門分野の技術者経験年数	各担当分野について、経験年数により評価する。		管理技術者 主任担当技術者 意匠 構造 電気 機械	2 2 1 1 1 7 (23.3%)
	イ 平成 24 年 4 月以降の業務で公示日までに完了しているものの実績	業務の実績について次のとおり評価する。 (ア) 以下の順で評価する。 ① 同種業務※の実績がある。 ② 類似業務※の実績がある。 (イ) 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者 ② 主任担当技術者 ③ 担当技術者 ● 主任担当技術者の場合 ① 管理技術者、主任担当技術者 ② 担当技術者 ※ 同種業務及び類似業務については、別紙 6 「技術提案者の選定及び技術提案書の特定に係る審査基準」 4 (3)イ(ア)を参照。 ※ 過去 10 年間の実績のうち 1 件を評価対象とする。		管理技術者 主任担当技術者 意匠 構造 電気 機械	2 2 1 1 1 7 (23.3%)
	ウ 継続教育 (CPD)	令和 3 年度の CPD 取得時間により評価する。		管理技術者 主任担当技術者 意匠 構造 電気 機械	1 0.5 0.5 0.5 0.5 3 (10.0%)
	エ 過去の受賞歴	主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数により評価する。		管理技術者 主任担当技術者 意匠	3 2 5 (16.7%)
合計点				30 (100.0%)	